

税務公然营

編集発行人 税 理 士

村 野 幸 司

事務所 〒639-2102 奈良県葛城市東室123番地1 TEL 0745(69)8282 FAX 0745(69)7377 自宅 0745(69)2174

桜

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

	一月一	一火一	一水一	一十一	金	-		
•	٠	•	1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
<i>12</i>	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30	٠	•		

ワンポイント 改正債権法の施行

民法(債権法)の改正が一部の規定を除き 4月1日から施行されます。主なものとしては、 業種ごとに異なる短期の時効を廃止し原則5 年(ケースにより10年)に、法定利率を年3% に引き下げ、個人が事業用融資の保証人にな る場合、公証人により保証意思を確認する手 続の新設などです。

● 4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付

4月10日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日

国 税/8月決算法人の中間申告 4月30日

国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)4月30日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

すやア 正す。 几 ル 員多 月 くないは、 バのく イト か企 企 、業 ミパや | | [|] 0) や異 が用も行 ートタイ 動 0) グキマー 季節 ゎ ħ ま 0

場合と、「こにより、「こ 場 る場 ・ター 合、 合とに区分されます 対価 給与等とし 「भ業所得」とされる「給与所得」とされると、支払者との契約内容に、支払者との契約内容に対して支払を受け 主 **非正規労** 生 働 等 者 が **ラ** 働 ij <

きの員点源と Ŕ ポ た異 そし 1 **源泉徴収をする際も注意と異なっているため、証勤務形態や支給状況が** 点が多くありますので、 泉徴収をする際も注意 ントを整 て、給与所得とされ 理し てみます。 以す 7

所 得 区

っ基 のサ提 づき、 **いき、雇用主の** 帰与所得とは、 ´ラリ 供 L た労働 1 用 マ シ 働の指雇 0) 対揮用 7価で、一次ので、一次ので、一次ので、一次ので、 一次ので、 一次ので 写や通

> つれ、 算と危険 ア 0) W ます。 次ルにバ ル 主 反営 婦 事 1 0) 性、 に 業 お 所 継 } · 等 が 続 1 有償性を有い 得 有い 1 、て独立 とは、 該 夕 1 のとさ マ ì 自己の)ます。 L て営 Ü 学 れ てか ま計 生

交価約に 0 をに具 貝報酬等がこといい、主婦の基づいて提供をいい、主婦の がこ 州の内職収入に供した労働 11 ħ わ ゆ 当収 る た 請 P ŋ の負 ま外対契

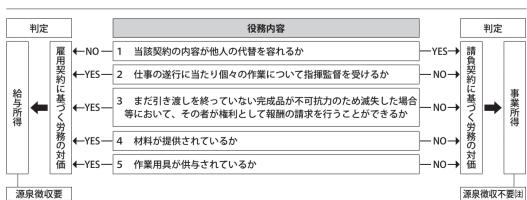
す

業は、「なってなった」 して 下 の否金 この区 、「給与所得」となるか「て支払われる対価につい 区分はとても 0) 額所 5の計算方法や源泉徴収3得」となるかにより、 定の労働を提供し 図 方法が異なりますの 表に示す 公に示す項目分につい 算方法や源泉徴 することとされ 重 項目を総 ては、 一要です。 た者に 合制 収 で、 て 0) 所 e V 要得事て 案に 対 ま

> があ 月 り、 得の と
> 日 源泉徴 般に月 収 パごとに 額 表 表 与支支のに

っこ のあの ことになります。 い給与計算 額を決 ても、 0) パ n 1 まし ように計算され わ れ はなく月額表を使品なような場合には -タイ 日給 算に た。 その支払 8 **冰泉徴収** る 配を基準 0) つ マ が通 e V 1 な場合には、日 払いが各月ごと ごれた給与であ · P 常です iz は、 額 ア 支払 を求 ル には、 用 時 L が給 間イ る 7 与 給

わ日得にに は 払う給与や日ごとに支払う給払う給与は月額表、日割りで 2 は に伴い、令和二年分からにおける個人所得課税のなお、平成三十年度税に日額表を適用します。 額 の伴 表 源 源 の泉徴収 泉 徴 加 税 ついて、 一年分から給与所所得課税の見直し 十年度税 額 表 月 変更 制 額 が 改 表 正



報酬・料金に該当するものについては源泉徴収が必要です。

【源泉微収殺額表 (日額)】

次か

人

9「居住者」か「t人かによるのではないには、所得者がL

なく、

Ĺ

E 外

示す 玉

ょ

ŋ

税

方

非居

な住

その日の社会保										(
険料等控除後の			扶		養		親		族			0)		数					丙						
給与	j-等0	D金額	Γ	0 人		1	人	2	人	3 人	4	人	5	人	6	人	7	人							
以	Ŀ	未満	T				税								額				税	額	税	額			
2	[F] 2,900		d		円 0		F) 0		O 0	E-I		0		円 0		円 0		円 0	そ会控等の保険等のに金	をの給 り金額 163%		F. (
2 3 3	2,900 2,950 3,000 3,050 3,100	3,00 3,05 3,10	0	1	55005		0 0 0		0	0000		0 0 0		0 0 0		0 0 0		0 0 0		100 100 100 110 110		0			

住 者 **の** 課 税 方

公分されていた で欄・乙欄・丙間 所得者の扶 0 は、横は、 区 養控 分 をに除 : め出申 し告 適 L |書」を給与の支払 7 e V . る 者 治 を は与 パの

1

支

払

甲次

与

の税 えるう

にの 給区甲

表 欄

3

甲

Z

欄

丙 欄

丙欄 でに除 又 は2 あ1 7 n 12 用は 丙 提 期間 対 .襴 出 用 L 適 がニカロのらかじ て日 て 用者を除く) Ĭ て 々 いない者 て支払う給与に対日額又は時間給に二ヵ月以内であるかじめ定められた 雇 用 され 日雇 が が対象 13

玉 八労働 者 غ 源 泉 徴 収

分課もの 増国飲え人食 具体的では、 得税に (労働 業やサー 数 いますいます より 法では、 営者を雇 ま ます 範囲 ず。 課 Ė 0) 雇用するケースがら 入手不足から、 や居税 課住方所 税形法得 た方法が区が難によりなが異なる

(2) 酬国得 内 居課 0) 全原住税 で ・支払 割者は 払われる合立が課税対象とされ、国内外で生じた。 方 0) 全てに サから源る 9 れます。 泉徴 11 て、 た所除 所 報

税額 Ľ 税 表 額 表 甲 欗 丙 欄

(1)

一有 年以 する 居居 住 住 か又は、 上 居 0) 住 定 は、国内には、国内には、国内には、国内には、国内には、国内に 引き続い 人を $\epsilon \sqrt{}$ 11 き を

(2)

引き続き

位している、国外に

ず。

れにやてまは一も ます まは、 一もした す。 居以内が 上に 9 住 上者として おとして て、 を有国 7 て 取り する 11 で いる場場 あ わ合合

二〇·四二章 所得を除き 所得を除きていてのいるれ、そのな 係が終了し、 と日 ません。 お、 Ĺ き二〇% 国 内 源 属 する

本 が 租 租税居 税条約条 約をの 結 h 従 いで 区 い きま た 足 に所 よ得 り税 を 精算することが 額い を計 7 算し、 年末

住住 者者 の 義 課 税 方

者に該当 滞が住の 個 非 非 **非** L 在 しているが 日本に一 のない。 日本に一年未満の 日本に一年未満の 日本人でも、国 居住者となります。 居居居 住 上者とは、 通 常 居 外住 またです。非居住です居住で

非居住者 二%)とされています。 を加算し、実際には を加算し、実際には での税率は、特定の でのみ課税の対象と 者 、年末調整はあり分離課税で課税関 0) 場 凉泉所得) 玉 内 で

3 — 4月号

出向や人材派遣の場合の 消費税の取扱い

出向や人材派遣の場合の消費税の取扱い は次のようになります。

1. 出向の場合の消費税

出向とは、派遣される使用人等が出向元 事業者と雇用関係を維持しながら、出向先 事業者との間においても雇用関係に基づき 勤務する形態をいいます。

事業者が事業として他の者から役務の提供を受けた場合は、課税仕入れに該当しますが、その役務の提供が雇用契約に基づくもので、その対価が給与所得となる場合には、課税仕入れには該当しません。

したがって、例えば、親会社が使用人を 子会社に出向させる場合で、出向者を受け 入れた子会社が給与相当額の全部または一 部として親会社に支払う給与負担金は、本 来子会社が負担すべき給与相当額であり、 課税仕入れには該当しません。

また、出向社員の旅費、通勤費、日当などを区別して親会社に支払う場合、これらの旅費などは派遣先の子会社の事業の遂行上必要なものであるため、その支払は課税仕入れに該当します。一方、親会社の側では、派遣社員に支給すべき旅費などに相当する金額を預かり、それをそのまま派遣社員に支払うにすぎないため、課税の対象とはなりません。

2. 人材派遣の場合

人材派遣とは、通常、人材派遣契約に基 ざき人材派遣会社がその使用人を他の事業 者に派遣するものをいい、出向の場合と財 なり、派遣された使用人の雇用関係は人材 派遣会社との間にしかありません。そのため、人材派遣は人材派遣会社の派遣先事業 者に対する役務の提供であり、人材派遣会 社が受け取る人材派遣の対価は課税売上げ となり、支払った事業者の方は課税仕入れ となります。

ときは、非課税となる限度額(距 が二キロメートル以上ある 財経路に沿った長さ)に応じて、 財経路に沿った長さ)に応じて、 は、片道の通勤距離(通 が出来でいます。 での限度額まで非課税(給与 にがして、 は、片道の通勤にかり がいます。 は、片道の通勤手当は、 にがして、 は、 にがして、 にがして、 にがして、 は、 にがして、 にがしがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがして、 にがしがして、 にがして、 にがしがしがしがしがし、 にがしがしがしがしがしが、 にがしが、 にがしがしがしが、 にがしがしが、 にがしがしが、 にがしがしがしがしが、 にがしがしがしがしが、 にがしが、 にがしがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしがしが、 にがしが、 にがいがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 に

課税となります。ロメートル未満のときは、全年のメートル未満のときは、全年でお、片道の通勤距離が二点です。

して課税され、源泉徴収が必要合、超える部分の金額が給与とを超えて通勤手当を支給する場ます。その非課税となる限度額に応じて四、二〇〇円~三万離に応じて四、二〇〇円~三万

車通勤

者に支

払う通勤

電子申告の義務化の対象となる法人は届出が必要

令和2年4月1日以後開始する事業年度 (課税期間)から、事業年度開始の時におい て資本金の額又は出資金の額が1億円を超 える法人等については、法人税及び地方法 人税、消費税及び地方消費税の電子申告が 義務化されます。

令和2年4月1日以後、電子申告の義務 化の対象となる法人は、所轄税務署長に対 し、「e-Taxによる申告の特例に係る届出 書」を提出する必要があります。

令和2年3月31日以前に設立された法人で令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度において義務化対象法人となる場合は、当該事業年度開始の日以後1か月以内に提出することとされていますので、忘れないようにしましょう。

なお、地方税の法人住民税及び法人事業税についても国税と同様に電子申告が義務 化されます。